

令和7年度 竹富町結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を経済的に応援します

☆住宅購入・リフォーム・住居費・引越費用など☆

【補助対象経費】

- ・住宅の購入費 ・新居のリフォーム費用
- ・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越費用（引越業者、運送業への支払いにかかる実費）

【補助金額】

1世帯あたり

上限30万円を支給します。

夫婦の年齢が29歳以下の場合は

上限60万円を支給します。

※R7.1.1～R8.3.31に支出したものに限られます。

※対象経費の実績に応じて
上限30～60万円。

対 象 世 帯

1. 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された世帯
2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
3. 前年（1月から12月）の夫婦の所得の合計額が500万円未満
4. 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を購入または賃貸した世帯、引越しをした世帯、リフォームをした世帯
5. 申請時点で夫婦の一方が町内に居住していること
6. 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと
7. 町税等の滞納をしていないこと

申 請 期 間

令和7年7月1日～令和8年2月28日

※予算の上限に達した場合には、
受付を締め切る可能性があります。

お 問 い あ わ せ

竹富町こども未来課

子育て・障害福祉係

TEL：87-0089

